

第3回中間検証WG意見書

司法書士 川口純一

〈適切な後見人等の選任及び交代〉

①適切な後見人等の選任及び交代について、現在の取組状況を踏まえ、今後更なる運用改善を図るため、どのような対応が考えられるか。

(検討項目例)

- ・中核機関における後見人候補者の推薦の在り方
- ・中核機関における後見人支援の在り方
- ・中核機関と家庭裁判所の連携の在り方等

〈後見人等の報酬〉

② 後見人等の報酬見直しを検討するに当たり、どのような点に留意すべきか。

1. 方向性の合意

報酬を後見事務の難易度及びその事務の内容・質に応じて評価する方向性については、最高裁判所と日本弁護士連合会、日本社会福祉士会と我々の協議会で合意している。

2. 後見人等の報告事務が増えるだけでなく、家庭裁判所の監督事務も膨大になることが懸念されるため、導入にあたっては慎重な配慮を求める。

「基本的」事務、「付加的」事務につき後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて「標準額」を定め、事務の質・内容に応じて額を加減して具体的な金額を算定する。

(1) 報告において後見業務(特に身上監護)を適切に判断してもらうために、報告及び資料が多種多様多量になり、後見事務(報告)が繁雑になることは避けるべきである。

後見の具体的事務について、「遺産分割」、「不動産売却」、「施設入所契約」等ある程度類型化することは可能であるが、他方、これらの類型ごとに事務を比較し、ある類型の事務は他の類型の事務に比し、難易度が高い又は低いなどと判断することは困難である。なぜなら、事務の難易度は、本人の意向、管理財産の価値の多寡、他の支援者の力量や助力の程度、親族の理解の程度、当該事務を行うための時間的制約、当該事務を行わなければならない背景的事情等様々な要素によって変わるものであるからである。そして、このことは、異なる類型の事務だけでなく、同一の類型の事務内でも同じことが言える。このことによって、類型化における「標準額」によって一律に報酬を算定するとなると、その「加減」も含めて、後見事務の困難さをアピールしたくなり、後見事務の負担が増加するばかりか、その報酬付与の結果に対し、評価してもらえなかった後見人側の不満が蓄積する要因となる危惧がある。

(2) 報告様式（書式）の整備

事務の質・内容、難易度に応じた報酬体系に見直すのであれば、後見人が実際に行った後見事務の内容を裁判所が把握し適切に評価するため、上記（1）の混乱を避けるためにも、新たな報酬体系に則した定期報告書及び報酬付与申立書の改訂が必要不可欠である。特に報酬付与の算定の参考となる「報酬付与申立事情説明書」「後見等事務報告書」の標準書式化を望みたい。また、基本計画が言うように全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用でき等しく支援を受けられるよう、改訂後の書式は申立て書式、報告書式、添付書面も含めできる限り全国统一のものとするべきである。

なお、複数の裁判所管轄の事案を抱える専門職特有の問題ではあるが、報告様式の決定、報酬算定の判断は裁判官の裁量に委ねられるとしても、裁判所によってその書式、添付書類が異なるのは非常に煩わしく、報告書作成に時間がかかり添付書類不足となる要因ともなる。また、今後、親族後見人、市民後見人、法人後見等の拡充を図っていく中では、その研修養成において教材は統一化されることが望ましく、できる限り報告書式等を統一すべきである。

3. 申立時に報酬の概算が分からないことによる申立の躊躇の懸念

基本的な事務をしていれば報酬が付与されるが、金額までは示さないとすると、「基本的な事務」及び「付加的な事務」の報酬目安がないと申立時に説明が出来ないし、混乱するのではないか。そのため、「めやす」的なものを裁判所が提示することが望まれる。

新たな報酬算定の考え方でも後見事務を行っていく上での基本事務が存在することを前提にして、その標準額を定めるとしている。であるならその標準額を合算したものが基本標準額になるはずであり、その額は明確に示すことが望ましい。

4. 財産管理に関する権限がある以上、財産額の多寡による報酬付与額の違いも考慮すべき。

身上監護事務を重視するという理念には賛成であるが、他方で、財産管理事務を不当に軽視することになる方向性は容認できない。管理財産額が多額であること自体によって、財産管理の責任が重くなる点を正しく評価すべきである。そのため、財産額に応じた基本報酬体系は、変更を要するとしても、一定の範囲で残すべきである。

このことは、不動産仲介、不動産賃貸管理、訴訟手続、登記手続等社会一般的商習慣において経験蓄積されてきた事実である。例えば、事訴訟費の算定においても訴訟物の価額が基礎とされるなど、社会において物の価値の高低が様々な費用の算定基準となっており、成年後見制度における後見人の報酬算定において財産額を考慮しないという考え方はこれら社会通念からすると特異な考え方であるばかりか、推定相続人における後見報酬の債務化という新たな問題が生じるおそれがあるため、一定程度財産額を考慮したバランスの取れた報酬体系とするべきである。

また、個別の財産管理業務について正当に加算を考えるのであれば、財産額に応じた加

算の程度は検討の余地があると考え。財産額を考慮要素から一切排除することは相当でない。仮に報酬体系から財産額の多寡を完全に排除した場合、財産や収入が少ない事件においてそれらに見合わない報酬が付与されることになる。そうすると、後見人は報酬付与額を受領できず債権（被後見人からみると債務）が生じて累積された結果、後見終了時には相続人が債務を承継して後見人が相続人に未受領報酬を請求することになり、相続人は相続放棄を余儀なくされ、相続人から財産や収入に見合わない報酬体系に新たな不満が生じ、苦情が申し立てられる可能性がある。

5. 報酬を国が出さないのであれば「成年後見制度利用支援事業」の実質利用率を向上させなければ新たな報酬の見直しの導入が難しい。

成年後見制度における後見人等のコストの面とコストの負担の面から話をしたい。断っておくが、次に話すことと市民後見人・法人後見（以下「市民後見人等」という）の推進の話は別であり、私自身も市民後見人等の推進を主張しているし、今までも深く関わってきている。

（1）専門職後見人の維持コストの方が市民後見人等の維持コストより安い

前にも触れたが、一人あたりの市民後見人の維持コスト（募集・養成・管理・支援・監督）の費用は1年で50万円から100万円のコストが掛かる。これらはほとんど税金か法人後見の報酬による維持されている。

これに比して専門職後見人の維持コスト（税金の投入）は0円である。自身の費用で研修・支援・監督を受けている。

（2）成年後見人の維持コスト（報酬・税金）の負担の問題

後見人等の報酬は、諸外国においては国負担の場合が多いが、日本は利用者本人財産からの支弁のため問題が生じている。

後見人のコストの点からは、税金で後見人報酬を賄う制度であれば専門職後見人コストが現状の市民後見人等に比して遙かに安いので、国の税金の有効活用となると専門職後見人を活用すべきであると考え。

一方利用者側からすると、専門職後見人は報酬付与によって平均年間30万円ほどの利用者本人支弁が生じ、負担感があるのに比して、市民後見人等は税金投入のため利用者の負担がないか低廉である。（一部の法人後見を除いて）

成年後見制度利用コストを利用者の財産支弁に頼ることが、本来国に対して批判されるべき利用コストの問題について、利用者、その親族、マスコミ等から本来低廉である専門職後見人の後見報酬に対する批判の要因の一つとなっている。（もちろん、働かない専門職後見人等の問題は別途あるが）当事者団体から、なけなしの資産から後見報酬が支出されてしまうので成年後見制度の利用を逡巡してしまうと言う意見もここに原因の一つがある。

日本においては本人の資産からの支弁が原則である中、マスコミの読者欄に「保佐監

督人に本人の 2 ヶ月分の年金に相当する年間 14 万円の無駄な報酬を払わされた。」という投書がされて問題になった。

監督人の就任から 1 回目の定期報告までの業務は下記※の通りである。業務は多岐にわたり、専門職監督人にとって年間で 14 万円の報酬は決して高いとの感覚が無いのが現状であり、利用者本人やその親族等と報酬額に付かなりの乖離がある。(もちろん、働かない専門職後見監督人等の問題は別途あるが。)

一方、諸外国では後見人等の報酬について一定額以下の収入・資産の場合は国家が支弁するところが多いと聞く。後で述べるように、ドイツにおいては本人による支弁は 15%程度と聞いている。(制度自体が違うので単純には比較が出来ないが、800億円の国家予算が世話人制度(成年後見制度)に付けられていることは考えなくてはいけない。)

つまり、本来監督業務は司法当局が国費で行ない、後見人等の報酬も一定額以下の収入・資産の方は国費で支弁されているので、日本におけるような専門職後見人等に対する批判や成年後見制度に対する批判や利用の逡巡は起きにくいと考える。

この点日本において、現状において法務省等に国費での支弁を唱えるのはいささか本論を外れてしまうと考えますが、成年後見制度に対する批判や利用の逡巡の根本がそこにあるのであれば、何らかの対応を考えなければならない。上山教授の提案した生活保護における「後見扶助」も同じだが、現状では国民のコスト(税負担)を考慮するのであれば、「成年後見制度利用支援事業」における報酬助成制度の利用により専門職後見人を活用するのが得策である。また、その確立なしには新たな報酬の見直しは導入が難しい。

※就任から 1 回目の定期報告までの業務

I. 就任直後～初回報告

- (1) 後見人に連絡し、財産目録作成前に預金を引き出さないようにすることなど、最低限の注意事項について伝える。
- (2) 記録を閲覧・謄写したり、必要に応じて家庭裁判所の方針を確認するなどして、事案の内容や後見事務上の課題、監督人が選任された理由等を把握し、今後重点的に行うべき監督事務を予測する。
- (3) 後見人が審判確定後に最初にすべき後見事務を指示する(後見登記事項証明書の取得、財産調査、財産の引継ぎと確保、金融機関・市町村役場・医療機関等の各関係機関への後見の届出等)。
- (4) 本人と後見人との間に債権債務がある場合には財産調査に着手する前に申し出るよう指示する(民法855条)。
- (5) 本人の心身や生活の状況、後見人の認識している後見事務上の課題や課題への対応方針について聴取し、今後行うことが予想される後見事務の内容等について確認する。
- (6) 後見人の職務と責任、監督人の職務、今後の監督人への報告の方法や頻度等について説

明する。

- (7) 財産の具体的な管理方法、収支状況の記録の残し方（領収証の保管方法等）、身上監護の具体的な方法、本人の意向・希望を尊重する必要性等について指導・助言を行う。
- (8) 監督人の同意を要する行為について説明する。
- (9) 定型的・日常的な後見事務以外の事務を行う場合には、まず監督人に相談するよう伝える。
- (10) 本人の心身や生活の状況、本人が必要としている支援の内容、財産管理や居所・生活環境等に関する本人の意向・希望、本人と後見人との関係等について聴取・確認する。
- (11) 必要に応じて、貸金庫の開扉等に立ち会うなどし、財産調査の状況を確認する。
- (12) 財産目録の作成や必要書類の取り寄せの方法等について指導・助言を行う。通帳等の資料と照合して財産目録が正確に作成されているかを確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- (13) 収支予定表の作成方法について指導・助言を行う。収支の算定根拠や収支見込みに対する監督人の意見を伝え、必要に応じて指導・助言を行う。
- (14) 監督事務上の課題の把握
後見事務及び監督事務上の課題を把握し、後見人と認識を共有する。例えば、後見事務上の課題としては、預貯金が多額であり、後見制度支援信託・預貯金の利用を検討する必要があることや、本人が利用することができる福祉サービスの検討などが考えられる。また 監督事務上の課題としては、後見人の事務処理能力や後見事務についての理解が不十分であることなどが考えられる。
- (15) 監督事務の方針の策定
把握した後見事務上の課題に対する後見人の解決方針（本人の意向・希望を尊重する視点を含む。）を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- (16) 初回報告書の作成指導・助言
- (17) 初回報告書の確認・提出
- (18) 監督事務報告書の作成・提出

II. 初回報告～定期報告

- (1) 初回報告後、適切なタイミングで面談等を行い、財産管理及び身上監護の事務について、初回報告までに判明していなかった課題の有無や、各課題の内容を改めて確認するに当たってのポイント・着眼点、本人の意向・希望を尊重する必要性などについて指導・助言を行う。また、後見人が確認した課題の内容について、不十分な点などがあれば必要に応じて更に指導・助言を行う。
- (2) 初回報告後に判明した課題の内容を確認し、後見人が解決に向けた方針を策定するに当たってのポイント・着眼点、本人の意向・希望を尊重する必要性などについて指導・助言を行う。また、後見人が策定した課題解決の方針について、不十分な点などがあれば必要に応じて更に指導・助言を行う。

- (3) 後見人が策定した後見事務の方針を前提に、次の定期報告までの監督の具体的な方法・内容について方針を策定する。
- (4) 年2～4回程度、適切なタイミングで定期的に面談等を行い、通帳や預金証書等の原本を確認する。日常的な収入・支出が滞りなく行われているか（本人の意向・希望を尊重する視点を含む。）を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。非日常的な支出の有無やその必要性・相当性（本人の意向・希望を尊重する視点を含む。）について確認し、必要に応じて指導・助言を行う。身上監護について、本人の心身や生活の状況、施設や福祉サービス利用の状況等（本人の意向・希望を尊重する視点を含む。）を確認し、必要な事務が行われていない場合などに指導・助言を行う。
- (5) 後見人からの随時の相談について指導・助言を行い、内容によっては行政や相談支援機関等の適切な相談相手につなぐなどの対応を行う。
- (6) 必要に応じて、本人の心身や生活の状況、本人が必要としている支援の内容、財産管理や居所・生活環境等に関する本人の意向・希望、本人と後見人との関係等について聴取・確認する。
- (7) 定期報告書作成に先立ち、把握した課題に対し、後見人が定期報告までの間にどう対応し、状況がどのように変化したかを確認し、後見人と認識を共有する。

家庭裁判所に対する定期報告の時期及び監督人に対する定期報告書の提出期限を伝え、定期報告書の作成方法や記載すべき事項等について指導・助言を行う。
- (8) 後見人から提出を受けた定期報告書や財産目録等の内容を確認し、不備があれば補正を指示するなどした上で、完成した報告書等を家庭裁判所に提出する。監督事務報告書を作成して家庭裁判所に提出する。

③ 成年後見制度利用支援事業を実施していない、又は市町村長申立事案に限定している自治体が見られる中で、更なる実施促進を図るため、どのような対応が考えられるか。その他、専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制震の取組の例に鑑み、どのような対応が考えられるか。

1. 成年後見制度利用支援事業の確立無くして後見人等の報酬の見直しはあり得ない。

②でも述べたように、今回の報酬の見直しは、財産の多寡から照準を外し、後見人等の業務の質・内容・量を考慮して報酬を付与しようとするものである。収入・財産が少ない方においても業務の質・内容・量によって報酬額が増えることになる。（低所得の場合に様々な福祉政策の利用をするので、業務は増えることにある場合が多いと感じている。）

このことは、専門職団体からは報酬の付与がなされたが利用者本人の財産が少なく報酬をもらえない事案が増加するのではないかとの危惧がある。

LSの2018年12月11日から同月21日における会員アンケートの結果から、①専門職後見人が後見事務を行ったにもかかわらず、全く報酬を受領できていないか、又は非常に低額な報酬しか受領できていない案件が、300/3035件(約1割)ある。また、②何らかの助成制度を利用した件数287件を加えた①+②の587件(3035件中の約19.3%)が資産の少ない受託案件であったことになり、専門職が資産の少ない成年被後見人等の案件を5件に1件は受任していることになる。

また、最高裁判所の資料によると新たに後見等が開始された方のうち本人の財産額が50万円未満の事案の割合は年々増加し平成30年には36.1%になってきているので、現行の報酬体系でも専門職後見人が後見事務を行ったにもかかわらず、全く報酬を受領できていないか、又は非常に低額な報酬しか受領できていない案件が増加するのは必至である。

さらに、当事者団体からは収入・財産が少ない方において業務量が多い場合が多く、報酬付与額が増えることにより利用者本人の財産支弁が多くなる懸念があるので「成年後見制度利用支援事業」の確立なくしての報酬体系の見直しについては反対をされている。

以上のことから、現状では国民のコスト(税負担)を考慮するのであれば、「成年後見制度利用支援事業」における報酬助成制度の利用により専門職後見人を活用するのが得策である点も踏まえ、「成年後見制度利用支援事業」の確立なくして後見人等の報酬の見直しは難しい。

2. 成年後見制度利用支援事業の利用率の怪

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によると、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬の助成実施状況は、報酬助成制度を実施している自治体が高齢者関係で92.2%、障害者関係で91.0%とかなりの高率になっている。

助成対象の申立人は、高齢者関係で市区町村長申立100%、本人申立46.6%、親族申立45.3%その他36.0%と市区町村長申立以外が対象となっていない場合が多い。さらに、実際に報酬助成をした件数では、本人申立は5.7%、親族申立は11.7%、その他は11.0%と市区町村長申立以外はほとんど利用できていない。このことは障害者関係においても同様の結果である。

以上のように市区町村長申立以外を認めていない自治体が多い以外に、社協案件以外は認めていない、生活保護案件しか認めていない等様々なハードルを設けて利用できないようにしている自治体が多い。また、予算を形だけ1件分しかとっていないので後は断る自治体も多い。それでも成年後見制度利用支援事業を実施しているとなっているのは「怪」である。

3. 成年後見人の報酬は国が支弁する諸外国が多い中、利用者本人に支弁させる日本の制度においては「成年後見制度利用支援事業」の形だけではなく、本当に利用しやすい事業へ

の転換が必要

諸外国を見ると、一定額以下の収入・資産の場合、後見人等報酬・監督人等報酬を国が支弁するところが多いと聞く。ドイツにおいては、後見人等の報酬等のために年間800億円の予算を司法省が持ち、後見裁判所が20万都市に1つあり、各裁判所に4~6人の判事がおり、様々な判断（同意留保等）の時に本人と面談し、各裁判所にいる事務官が報告書の調査監督を行なっている。

ドイツ成年後見制度視察団のドイツ連邦共和国を訪問報告「ドイツにおける成年後見制度」社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長 芳賀裕によると、「ドイツにおいて利用者が多い大きな理由の一つとして、「世話人報酬」が16の各州司法省予算から支払われることが挙げられる。職業後見人は、週最高40時間までで常に10人以上の世話をするとされており（各被世話人に要する時間は区裁判所で決定される）、1時間当たり報酬は3段階になっており、①一般の者は、19.5マルク ②専門教育を受けた者は、25マルク ③大学教育を受けた者は、33.5マルク（日本円で約5,300円）の定額を受け取る。ただし支払可能な被世話人（全体の15%）については、本人の財産から支出される。」（ドイツ成年後見制度視察団のドイツ連邦共和国を訪問報告「ドイツにおける成年後見制度」社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長 芳賀裕）

先ほど述べましたが、上記のように本来国において後見人等の報酬を支弁すべきであるが、日本の現状からみて厳しい。一方、専門職後見人は市民後見・法人後見に比してコストが掛かからないので、自治体の財政コストを考慮しても成年後見制度利用支援事業等の助成制度を実施することは、国民にとって有用である。

そのためにも、「市区町村長申立に限る」等様々な利用しにくくしているハードルを取り除くべきである。

また、東京都において、「あんしん生活創造事業」による助成が「成年後見制度利用支援事業」による助成より多い実態は、1つは利用支援事業の「高齢」と「障害」に分かれている手続きの難しさにあるが、もう1つは「高齢」の「成年後見制度利用支援事業」が任意事業になっていることによる予算獲得の難しさにあると考える。「高齢」における「成年後見制度利用支援事業」の必須事業とすべきである。

4. 公益信託成年後見助成基金（以下「本基金」という）

本基金は成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として整備されたが、「成年後見制度利用支援事業」等の公的報酬助成制度が確立するまでの間の補完的役割として考えている。

公的報酬助成制度が遅々として進まない中、本基金の応募は添付資料の通り毎年急激に増加して基金の財政が逼迫してきたことにより、当初1件につき2万円の助成をしていたが、途中より1万円の助成となり、平成30年より後見人等申請者1人につき新規の申請件数を1件としたことによりこの年は減少しました。

このことは、公的助成であればもっと多くの助成金がもらえるのに、本基金に応募しているということは、公的助成が使えないか、使いにくい状況の自治体が相当あることを示している。

「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」への取り組み

成年後見制度利用促進基本計画のポイントに「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」があり、その中で「適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等」が掲げられている。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「LS」という）では、以前より公益財団法人として利用者である国民の立場に立った成年後見業務を行うよう指導監督を行ってきた。そのために「研修単位取得による名簿登載制度」「業務遂行報告による指導監督」を掲げ会員の質の向上を図ってきた。

しかし、当事者団体からの声やマスコミの記事等において適切な成年後見業務を行っていない会員の指摘があり、LSとしてもその対応を考え、「苦情対応」についての強化を行ってきた。

その一例をLS東京支部にみてる。

1. 苦情対応の強化・・・「業務管理委員会」を設置し、利害関係人等個人からの苦情、行政機関等からの苦情、家庭裁判所からの情報に対し速やかに対応できるようにベテランの会員を委員として対応している。苦情においては、顕名で来るもの匿名で来るもの等様々だが、なるべく電話での聞き取り、面談による聞き取りを行い、内容を確認した上で当該会員に対しても聞き取りを行い、指導により改善できるものか、会員の交代が必要なものかを判断しながら進めている。

2. 会員支援・・・会員において病気・怪我等で業務に支障が出ている場合は、「会員対応委員会」において支援をするとともに、自らの申告で利用者に迷惑が掛からないように後見人を交代することがスムーズにできるように、家庭裁判所との連携をとりながら行っている。

また、苦情等で調査に入ったところ、会員において病気・怪我等で業務に支障が出ている場合は、説得を交えながら家庭裁判所と連携して後見人等を交代したり、後見人等の追加選任を行うなどして対応している。

東京支部では30の地区に分けており、各地区リーダー中心に会員支援を行ってる。特に地区は行政・社協等との連携が密で、苦情等の情報も小さなうちから共有し会員支援・指導を行っている。

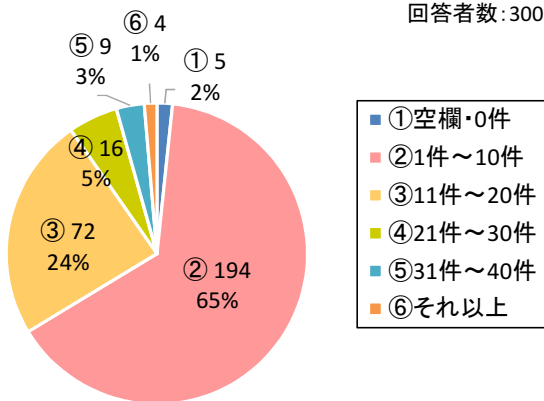
3. 家庭裁判所との連携強化・・・家庭裁判所とは毎月協議会を行い苦情等についても情報共有を行い、意見交換をするなどして対応を図っている。最近では家庭裁判所の対応も早く、苦情会員の任務懈怠、高圧な態度等の問題が顕在化した場合は、会員の辞任を双方で促し、LSから交代要員を直ぐに推薦する等を行い、スムーズで柔軟な後見人等の交代等を行う努力をしている。

イメージ

- (1) 利害関係人等個人からの苦情・・・①「業務管理委員会」対応・・・後見人等の交代等(家庭裁判所との連携)
- (2) 行政等からの苦情・・・①「地区リーダー」対応・・・①または②「業務管理委員会」対応・・・後見人等の交代等(家庭裁判所との連携)
- (3) 会員自身からの情報・・・①「会員対応委員会」・・・後見人等の交代等(家庭裁判所との連携)
- (4) 家庭裁判所との連携（月1回の協議会時、電話ホットラインの緊急連絡）・・・東京支部全体で対応「業務管理委員会」「地区リーダー」「執務管理委員会」等・・・後見人等の交代等(家庭裁判所との連携)

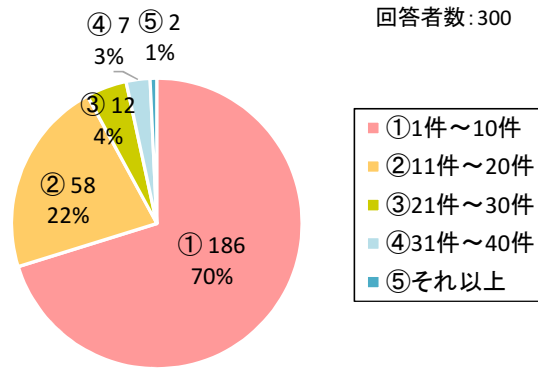
設問1 現在受任している法定後見の件数

回答者数: 300



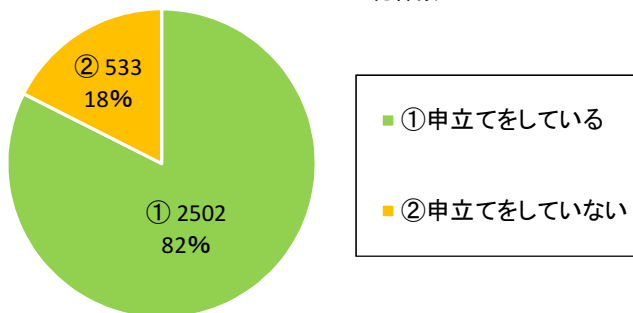
設問2 設問1のうち、報酬付与審判の申立てをしている件数

回答者数: 300

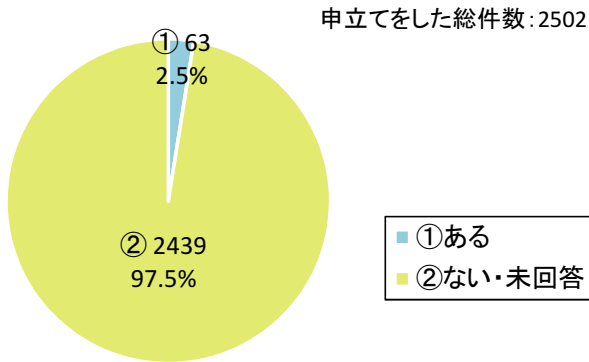


申立ての割合

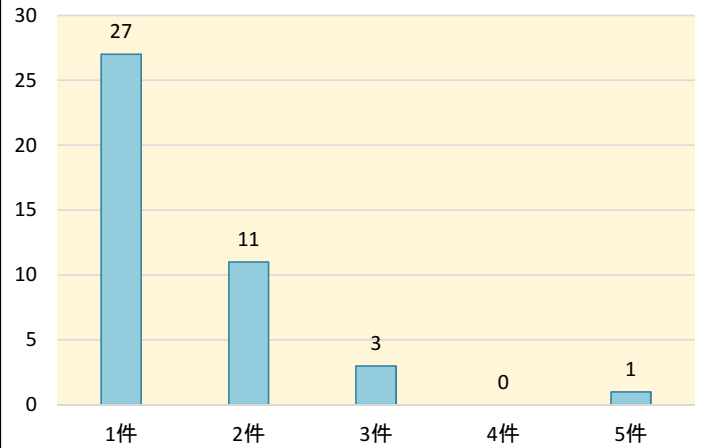
受任している法定後見の
総件数: 3035



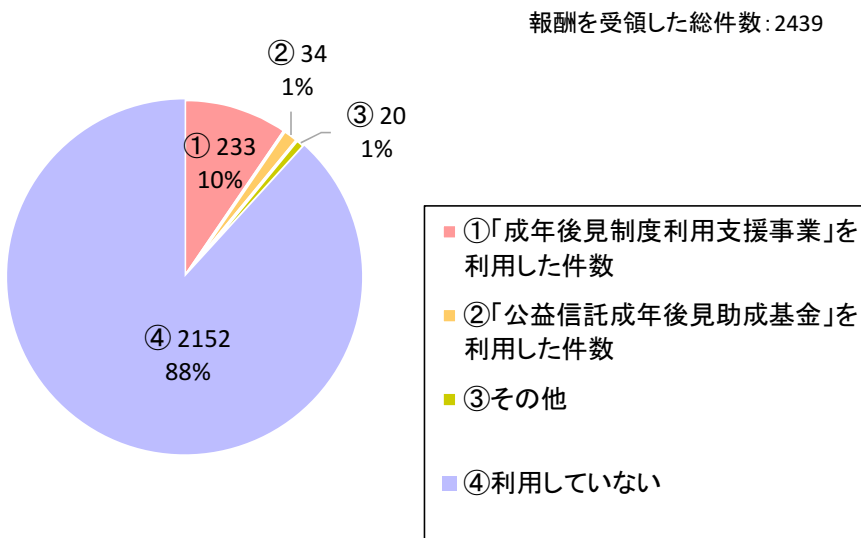
設問3 報酬付与の審判はされたが、何らかの事情で報酬を受領できていない、あるいは受領できていなかった割合



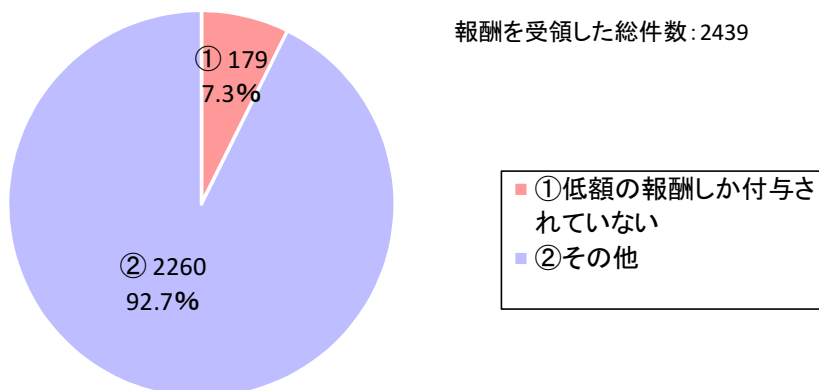
設問4 設問3で「ある」にチェックをつけた場合の件数



設問6・7・8 助成制度を利用した件数

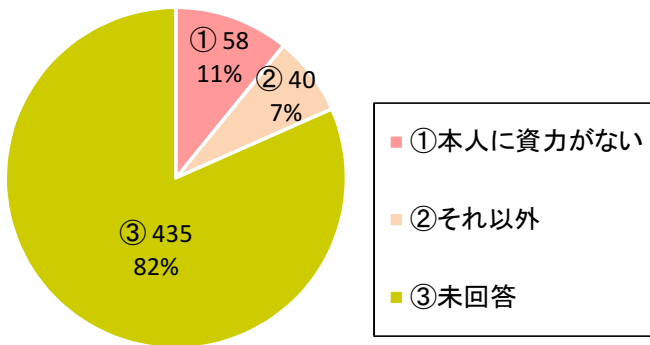


設問11 本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていない場合の件数



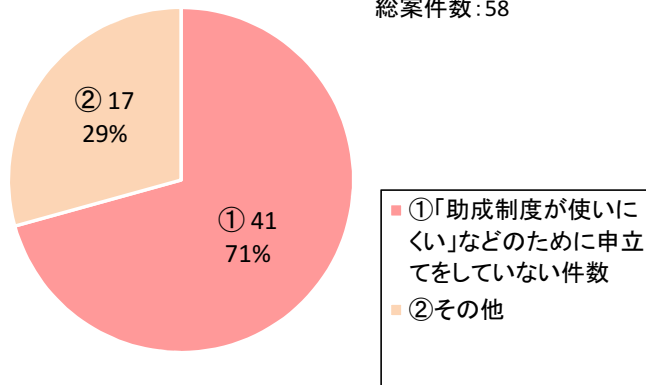
設問13・16 報酬付与審判の申立てをしていない案件の理由

報酬付与審判の申立てをしていない総案件数:533



設問14 設問13「本人に資力が無い」ため申立てをしていない案件のうち、助成制度が使いにくいいため申立てをしていない案件

本人に資力がない総案件数:58



アンケート調査の結果に関する補足説明

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

副理事長 川口純一

当法人が行った成年後見人等に対する報酬の付与に関するアンケート調査の結果についての補足説明をします。

調査期間は2018年12月11日から同月21日まで、インターネットを利用した任意調査であり、回答者数は300人（事件数にして3035件）でした。

なお、現在、調査結果の分析中であり、本報告は暫定版であることをお断りします。

1. 報酬付与の審判の申立てをしていないものの中で本人に資力がないためとするものは、58件である。
2. 報酬付与の審判がされたが、何らかの事情で報酬を受領できていない案件が63件ある。
3. 本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていないものの件数は179件で、報酬を受領した案件2439件（2502件－63件＝2439件）のうちの約7.3%である。
4. 何らかの助成制度を利用した件数は287件であり、これは、報酬を受領した案件2439件に対する割合としては約11.8%に当たる。このうち、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の利用件数は233件であり、この件数は、助成制度を利用した件数の全体（287件）の約81.1%に当たる。
5. 自由記載欄からは、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の拡充（特に首長申立てに限定しない）を求める声が圧倒的に多い。
6. 下記①～③の事実及び上記の分析から、専門職後見人が後見事務を行ったにもかかわらず、全く報酬を受領できていないか、又は非常に低額な報酬しか受領できていない案件が、現状でも300/3035件（約1割）あることになる。
 - ①本人に資力がないため報酬付与の審判の申立てをしていない件数が58件ある
 - ②報酬付与の審判はされたが何らかの事情で報酬を受領できていない件数が63件ある
 - ③本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていない件数が179件ある

①＋②＋③＝300件
7. なお、上記6の300件に何らかの助成制度を利用した件数287件を加えた587件（3035件中の約19.3%）が資産の少ない受託案件であったことになり、専門職が資産の少ない成年被後見人等の案件を5件に1件は受任していることになる。

公益信託 成年後見助成基金

第 19 回 募集要項

1. 趣旨

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 応募対象

- (1) 既に就任（2018 年 3 月末までに就任が確定）し成年後見人等が後見事務を 1 年以上行っていることとします。ただし、親族が成年後見人等に就任している場合を除きます。
- (2) 後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであることとします。
- (3) 本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者又は、知的障害者・精神障害者等で、本人の預貯金額が 260 万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないこととします。
- (4) 保全処分の財産管理人の就任にかかる報酬は該当しません。
- (5) 報酬付与審判申立てをしていない期間が対象となります。
※募集期間（4 月）中に報酬付与の審判がおりた場合、助成金給付の対象にはなりません。
- (6) 対象期間は、2019 年 3 月以前の期間のうち 1 年間以内とします。
※過去分であれば、古い期間の指定も可能です。

3. 助成金

- (1) 被後見人等 1 人に対し原則、月額 1 万円を限度に助成します。
- (2) 最長 5 回まで申請可能
初回は、新規申込書による申請
2 回目以降は、継続申込書による申請
※但し、継続は連続する必要はありません。隔年申請も可能です。
- (3) 後見人等申請者 1 人につき新規の申請件数は、1 件とします。
- (4) 助成金請求期限は、2020 年 7 月末日とします。

4. 応募方法

所定の助成金申込書（必ず最新の様式（H30.8 改訂版）をご使用ください）に必要事項を記入し資料を添付して、No.8 へ送付してください。

5. 申込み締切日

2019年4月30日（火）必着

※申込書等の受付は、郵送のみとなります。

6. 選考の方法、採否の通知及び助成金の交付

(1) 当基金運営委員会において内容を審査の上、2019年8月下旬頃までに採否を通知する予定です。

(2) 助成金は、助成決定通知書により家庭裁判所へ報酬付与審判を申し立てた結果の審判書に基づき給付します。

7. その他

(1) 国家資格を取得されている方は、資格欄に記入してください。

(2) 応募いただいた申込書等の書類の返却はいたしません。

(3) 応募にあたっては、助成申請書類および添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁等へ提供されることについての同意が必要となります。

(4) 当基金に対する寄附のお申し出は、No.8 へご連絡ください。

8. 申込書送付先・請求先

(1) 〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館5階

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート内

公益信託「成年後見助成基金」宛

TEL: 03-3359-0541

(2) 〒100-8212

東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部

公益信託課 成年後見助成基金担当宛

TEL: 0120-622372 (フリーダイヤル)

メール: koueki_post@tr.mufg.jp

FAX: 03-6214-6253

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

以上

公益信託成年後見助成基金の概要

＜申込状況＞

年度	申請者総数	内訳		
平成14年	6名	司法書士	5	(新規 5)
		その他	1	(新規 1)
平成15年	9名	司法書士	7	(新規 4、継続 3)
		その他	2	(新規 1、継続 1)
平成16年	10名	司法書士	6	(新規 3、継続 3)
		その他	4	(新規 2、継続 2)
平成17年	23名	司法書士	18	(新規 15、継続 3)
		その他	5	(新規 3、継続 2)
平成18年	30名	司法書士	22	(新規 12、継続 10)
		その他	8	(新規 3、継続 5)
平成19年	42名	司法書士	36	(新規 26、継続 10)
		その他	6	(新規 3、継続 3)
平成20年	72名	司法書士	55	(新規 30、継続 25)
		その他	17	(新規 11、継続 6)
平成21年	149名	司法書士	99	(新規 63、継続 36)
		その他	50	(新規 34、継続 16)
平成22年	195名	司法書士	120	(新規 62、継続 58)
		その他	75	(新規 38、継続 37)
平成23年	265名	司法書士	148	(新規 71、継続 77)
		その他	117	(新規 57、継続 60)
平成24年	303名	司法書士	162	(新規 84、継続 78)
		その他	141	(新規 53、継続 88)
平成25年	332名	司法書士	189	(新規 93、継続 96)
		その他	143	(新規 45、継続 98)
平成26年	396名	司法書士	240	(新規 110、継続 130)
		その他	156	(新規 58、継続 98)
平成27年	519名	司法書士	325	(新規 137、継続 188)
		その他	194	(新規 71、継続 123)
平成28年	520名	司法書士	338	(新規 118、継続 220)
		その他	182	(新規 55、継続 127)
平成29年	531名	司法書士	346	(新規 123、継続 223)
		その他	185	(新規 63、継続 122)
平成30年	323名	司法書士	202	(新規 77、継続 125)
		その他	121	(新規 38、継続 83)

公益信託成年後見助成基金の推移

